

交通事故にあったら

◇すぐに警察に届けると同時に医師国保にご連絡ください。

交通事故などのように第三者から傷害をうけた場合「**医療費は、原則として加害者が全額負担**」することになっています。

したがって、医師国保組合の保険証を使って診療を受けた場合は、本来、加害者が支払うべき医療費を医師国保組合が一時立替えて支払うことになり、後日、医師国保組合が被害者になりかわって一時立替え分を加害者に請求することになります。

(損害賠償請求権の代位取得といいます。)

医師国保組合に**届け出をしない**と、医師国保組合は支払わないでもよい医療費を支払うことになり、皆様からいただいた保険料を無駄に使うことになります。

◇示談は慎重にしましょう。

示談を結んだ場合は、特別な事情がない限り、被害者と医師国保組合は、その内容にしたがうことになります。

示談する場合は、必ず事前に医師国保組合にご連絡ください。

《 示談する場合の注意事項 》

- ① 示談書にはたいてい「今後本件に関し、いかなる事情が発生しても、いっさい請求しない」という意味の「**権利放棄条項**」を書くようになっています。

したがって、損害の見通しも十分たたないうちに同意すると、あとで請求できなくなる場合があります。

- ② 交通事故の場合は、後遺障害が生じることもあるので、後日のために「もし、今後本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件につき協議する。」という「**権利留保条項**」を示談のなかに入れておくようにしましょう。